

保険外でお支払いただく料金の一覧

当院では以下の項目について、その使用料や利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

〔税込み〕

診断書・証明書		産婦人科・小児科系 (妊娠期間中及び産後2カ月間は非課税の対象となります)		予防接種	
病院様式	1,650円	〔診察〕 母乳外来	1,650円	インフルエンザワクチン (小児1回目)	公費助成があるため、本年度の制度決定後別紙にてお知らせします。 詳細は別紙記入
申請様式	2,200円	〔診察〕 妊婦健診料	6,280円	インフルエンザワクチン (小児2回目)	
生命保険	3,300円	〔診察〕 産後健診料	6,280円	インフルエンザワクチン (庄原市65歳未満)	
死亡診断書	3,300円	〔診察〕 乳幼児健診	3,200円	インフルエンザワクチン (庄原市65歳以上)	
労災診断書	4,000円	〔検査〕 B群溶血性レンサ球菌 (GBS)	3,050円	インフルエンザワクチン減額 (庄原市65歳以上)	
学校からの診断書・意見書等	1,650円	〔検査〕 妊婦梅毒血清反応	2,030円	インフルエンザワクチン (庄原市以外65歳以上)	
原爆健康管理手当等	5,500円	〔検査〕 風疹ウイルス抗体価検査料	3,050円	インフルエンザワクチン減額 (庄原市以外65歳以上)	
身体障害・年金	5,500円	〔検査〕 HBs抗原検査	2,030円	インフルエンザワクチン (庄原市以外65歳未満)	
		〔検査〕 トキソプラズマ検査	2,030円	A型肝炎	6,720円
		〔検査〕 HCV抗体検査	3,560円	ピームゲン 0.5	5,390円
		〔検査〕 ATL (HTLV-1) 検査	2,030円	MRワクチン (麻・風)	8,220円
		〔検査〕 HIV抗体検査	2,440円	肺炎球菌ワクチン (小児)	10,510円
		〔検査〕 クラミジア・トラコマチス抗原検査	3,760円	ロタウイルスワクチン (ロタテック)	8,650円
		〔検査〕 妊娠反応	3,560円	アクトヒビワクチン	7,600円
		〔検査〕 RPRカード	2,030円	水痘	7,860円
		〔検査〕 CBC	1,520円	おたふく	6,170円
		〔検査〕 不規則抗体	2,030円	日本脳炎	6,620円
その他の保険外料金		〔検査〕 血液型ABO型検査	1,010円	二種混合	4,370円
農協検診審査料	4,620円	〔検査〕 血液型RH型検査	1,010円	三種混合	4,270円
血液型	2,200円	〔検査〕 子宮頸癌検査	3,460円	テトラビック (四種混合)	17,350円
検査食	1,340円	〔検査〕 細菌性膣炎検査 (BVスコア)	2,030円	破傷風	3,650円
診察券 (再発行)	100円	〔検査〕 ノンストレステスト (NST)	630円	狂犬病	11,570円
医師面談料	4,400円	〔検査〕 ノンストレステスト (NST) (双胎)	630円	BCG	6,350円
洗濯物 (1枚)	100円	〔中絶〕 人工妊娠中絶 11週まで	112,320円	ツ反	3,810円
臨終時の処置	5,090円	〔手術〕 リング挿入	33,000円 (対象外)	エイムゲン	8,030円
セーフティーセット (1組)	3,560円		7,150円 (対象外)	DTビック (ジフテリア・破傷風混合ワクチン)	4,580円
		〔手術〕 リング除去 複雑	13,750円 (対象外)	高齢者肺炎球菌ワクチン 庄原市助成あり	3,000円
		〔手術〕 黄体ホルモン放出型避妊システム (ミレーナ避妊リング挿入術)	62,700円 (対象外)	高齢者肺炎球菌ワクチン 庄原市助成あり 【低所得】	1,500円
		〔処置〕 産婦人科膣錠	200円 (対象外)	高齢者肺炎球菌ワクチン 庄原市以外助成あり	公費助成による
		〔薬剤〕 ノルレボ錠 (アフターピル)	4,950円 (対象外)	肺炎球菌ワクチン (成人)	8,270円
		検査料等		髄膜炎菌ワクチン	22,810円
		ノロウイルス抗インスリン抗原定性	5,530円	ヘプタバックスII 0.25ml (小児用)	5,450円
		RSウイルス抗原定性	5,450円	ヘプタバックスII 0.5ml (大人用)	5,710円
		ヒトメタニューモウィルス抗原定性	1,420円	ポリオワクチン	9,060円
		巻き爪矯正治療 初回	6,000円	子宮頸がんワクチン (シルガード9)	26,360円
		〃 2回目以降	2,000円	带状疱疹ワクチン (シングリックス筋注用)	21,150円
		拡大スクリーニング検査 [新生児代謝異常]	6,600円		

なお、衛生材料等の治療 (看護) 行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は一切認められていません。

病院長

改定：令和6年4月1日